

## 至誠館大学受託研究取扱規程

(趣旨)

第1条 至誠館大学(以下「本学」という。)における受託研究の取扱いに関しては、法令その他に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において、次の用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 受託研究 商法等に基づく会社、国、地方公共団体、許可法人、独立行政法人及び特殊法人等(以下「委託者」という。)からの委託を受けて職務として行う研究で、これに要する経費を委託者が負担するものをいう。

(受入の基準)

第3条 受託研究は、本学の教育研究上、有意義であり、かつ、本来の教育研究に支障を生ずるおそれがないと認められる場合に限り、受け入れることができる。

(受入の条件)

第4条 受託研究の受入の条件は次のとおりとする。

- (1) 受託研究は、委託者が一方的に中止することはできない。  
ただし、委託者から中止の申し出があった場合には、委託者と協議の上、中止することができる。
- (2) 受託研究の結果生じた知的財産権の権利は、本学に帰属し、これを無償で使用させ、又は譲与することはできない。
- (3) 受託研究に要する経費により取得した設備等は、返還しない。
- (4) やむを得ない理由により、受託研究を中止し又はその期間を延長する場合において、本学はその責を負わない。
- (5) いったん納入した受託研究に要する経費は、返還しない。  
ただし、受託研究を完了し又は受託研究を中止し若しくはその期間を変更した場合において、受託研究に要する経費の額に不用が生じ、委託者から不用となった額について返還の請求があったときには、返還することがある。
- (6) 受託研究に要する経費は、当該研究の開始前に納付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、委託者との協議により、前項第2号、第3号及び第6号の条件を付さないことができる。

(受託研究に要する経費)

第5条 受託研究の委託者が負担する経費は、謝金、旅費、研究支援者等の人件費、消耗品費、設備費、光熱水料等の当該研究遂行に直接必要な経費に相当する額(消費税相当額を含む。以下「直接経費」という。)及び当該研究遂行に関連し、直接経費以外に必要な経費(消費税相当額を含む。以下「間接経費」という。)の合算額とする。この場合において間接経費は、直接経費の20パーセントに相当する額を標準とする。ただし、競争的資金による研究費の間接経費については、形態により異なった率が定められてい

る場合はその率による。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合は間接経費を軽減することができる。

(1) 委託者が国の機関（国以外の団体等で、国からの補助金等を受け、その再委託により研究を委託することが明確なものを含む。以下同じ。）、地方公共団体、許可法人、独立行政法人及び特殊法人の場合であって、予算又は財政事情により間接経費が負担できない等の場合で、学長がやむを得ないと認めたとき。

(2) 競争的資金による研究費で、当該研究費に係る間接経費が措置されていない等の場合で、学長がやむを得ないと認めたもの。

(受託研究の申込)

第6条 委託者は、所定の受託研究申込書（別記様式1）を当該研究を行う学部長（以下「学部長」という。）に提出しなければならない。

(受入の決定等)

第7条 受託研究の受入れは、当該受託研究を担当する者（以下「研究担当者」という。）及び研究担当者の属する学科長等の意見を聞いた上で、学部長が決定するものとする。

2 学部長は、前項の受託研究の受入れを決定するに当たっては、あらかじめ当該学部の教授会の意見を聞くものとする。

3 学部長は、受託研究の受入れを決定したときは、理事長、学長、事務局の長及び委託者に通知するとともに、教授会に報告するものとする。

(契約の締結)

第8条 理事長は、前条第3項の通知を受けたときは、速やかに所定の契約書により委託者との間に契約を締結するとともに、当該学部長にその旨を通知する。

(受託研究の中止及び研究機関の延長)

第9条 研究担当者は、当該受託研究を中止し又はその研究期間を延長する必要が生じた場合は、直ちに学部長に報告し、指示を受けるものとする。

2 学部長は、受託研究の遂行上やむを得ないものと認めた場合は、受託研究の中止又は研究期間の延長を決定し、委託者及び学長に通知する。

(受託研究の完了報告)

第10条 研究担当者は、当該受託研究が完了したときは、受託研究の成果（研究成果の概要、研究組織及び経費）を学部長に報告するものとする。

2 学部長は、前項の報告を受けたときは、受託研究の完了を学長に報告するとともに、委託者に受託研究の成果の報告を行う。

(受入れ実績の報告)

第11条 学部長は、各年度の受託研究の受入れ実績を所定の報告書（別記様式2）により翌年度の4月末日までに学長へ報告するものとする。

(成果の公表)

第12条 受託研究による研究成果は、研究担当者の名において、これを公表することができる。

2 学部長は、研究担当者の意見を聞いて受託研究による研究成果の公表の時期及びその方法について、委託者と協議して定めるものとする。

(特許権等の実施)

第13条 学長は、受託研究の結果生じた発明につき、本学が承継した特許を受ける権利又はこれに基づき取得した特許権（以下「特許権等」という。）を委託者又は委託者の指定する者に限り、出願したときから10年を超えない範囲内において、優先的に実施させることができる。

ただし、この期間は、必要に応じて更新することができる。

2 前項の場合において、委託者又は委託者の指定する者が当該特許権等を優先的実施の期間中、一定期間（委託者と協議して定めた期間）を超えて、正当な理由なく実施しないときは、学長は、委託者及び委託者の指定する者以外の者に対し、委託者または委託者の指定する者の意見を聴取の上、審査委員会の議を経て、当該特許権等の実施を許諾することができる。（実施料）

第14条 学長は、前項の規定により当該特許権等の実施を許諾したときは、別に実施契約を定め、実施料を徴収するものとする。

(秘密の保持)

第15条 学部長及び委託者は、受託研究契約の締結に当たり、相手方から提供若しくは開示を受け又は知り得た情報について、あらかじめ協議の上、非公開とする旨を定めることができる。

(雑則)

第16条 この規程に定めるもののほか受託研究の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

## 附 則

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

制定	平成19年	4月	1日	(制 定)
改正	平成26年	4月	1日	(第1回改正)
	平成27年	4月	1日	(第2回改正)
	平成31年	4月	1日	(第3回改正)

## 受託研究申込書

学校法人菅原学園  
至誠館大学 学長

殿

住所（所在地）

法人名

代表者氏名

印

下記のとおり委託の申し込みをします。申し込みが受入れられたときは、至誠館大学受託研究取扱規程に掲げる条件に従います。

## 記

研究題目				
研究の概要	(研究目的)			
	(研究内容)			
研究に要する経費 (消費税額及び地方消費税額を含む)	直接経費	円		
	間接経費 (直接経費の20%)	円		
	合計	円		
研究担当希望教員				
研究希望期間	年 月 日 から 年 月 日			
提供物品及び返還の要否				
2会計年度以上にわたる 研究の場合は直接経費及び間接経費の全体計画	年度	年度	年度	年度
	千円	千円	千円	千円
事務担当者連絡先 (契約書等送付先住所、 機関名、所属、電話、FAX、 e-mail)				

別記様式 2

年度受託研究（一般・競争的資金分）受入実績報告書総括

学部名：

担当者名 (連絡先： )

区 分	件数 (単位：件)	金額（単位：円）	
		収入額（上段括弧書きに間接経費分を内数で記入）	支出額
競争的資金			
一般分			
受託研究（競争的資金・一般分）合計			
複数年度契約締結数			

分野別受入件数（複数の分野にわたる場合は主な分野を1つ選択）

分 野	件 数
合 計	